

国立国語研究所学術情報リポジトリ

On the honorific suffixes of address in official communications

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-06-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 杉戸, 清樹, SUGITO, Seiju メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15084/00001319

公文書のあて名の敬称——一般個人あての場合

杉戸清樹

1. はじめに

国立国語研究所言語行動研究部第一研究室では、昭和59年度に、全国の地方自治体から1,086の自治体を選び、それぞれの役所・役場の職員を対象にして、公文書・公用文の定型的な言語表現についての意識調査を実施した。本稿では、この調査の項目から公文書のあて名の敬称に関する項目の一部分をとりあげて、調査結果を報告する。

なお、この調査は、昭和59年度文部省科学研究費補助金・特定研究(1)『情報化社会における言語の標準化』(主査・木下是雄)の第4班『日本人の言語行動の類型』(班長・渡辺友左)の中で、「言語行動の規範とその運用の実態」(分担者・杉戸)として進めたものである。調査実施および結果整理には研究協力者として塚田実知代が協力したほか、吉岡栄子の補助を受けた。

2. 調査の概要

(1) 調査法

回答者による自記式のアンケート票(A4判8ページ)を郵送により配布・回収した。

(2) 調査時期

昭和59年8月中旬に調査票を発送し、2週間程度の回答期間を置いて返送するよう依頼した。返送は8月中旬から12月中旬にわたった。

(3) 調査項目

大別すると、以下の5種類の言語表現を扱った。

①文書や郵便物のあて名とその敬称

例 甲野太郎様

〇〇市長△△△△殿

△△省〇〇局××課御中 など

②文書の標題

例 「第〇回市民文化講演会のお知らせ」

「第〇回△△推進委員会の委員の委嘱について(依頼)」

「告示」 など

③前文・あいさつ

例 「謹啓 時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。」

「拝啓 平素は町政に格別の御理解をたまわりまことにありがとうございます。」 など

④〈言いわけ〉〈前置き〉の表現

例 「……御多用中まことに恐縮ではございますが……」

「……突然のお願いで失礼かとは存じますが……」

「なお、御来場の際には、お手数ながら、本状を受付にお示し下さい。」 など

⑤文書の意図や目的を表す表現

例 「〇〇の件について (依頼)」

「〇〇の件について (回答)」

「……～してよろしいか、伺います。」

「……～下さいますよう、お願い申し上げます。」 など

このうち、①のあて名・敬称に関しては、調査対象の役所や役場での実情を重点的に知ろうとし、回答者の個人的な意見はたずねなかった。一方、②～⑤の各項については、使われ方の実態を問うとともに、各回答者の意見や意識をたずねる方向にも力点をおいた。

(4) 調査対象自治体

昭和57年度版『住民基本台帳に基づく全国人口・世帯数表，人口動態表』（自治省行政局1982）に掲げられた「人口段階別市区町村名」のリストを台帳として、

都道府県……全部 (47)

特別区………全部 (23)

市………全国で649ある市から、道府県庁所在市をすべてと、それ以外の市の約半数（人口順リストでひとつおきに選んだ）、計364。

町・村………全国で2,606ある町村の約4分の1（人口順リストで三つおきに選んだ）の、652。

を選んだ。総計1,086自治体である。集計規模や費用の点から約1,000自治体を目標にして市町村の選定比率をきめた。なお、台帳としたリストが作成されて以降、本調査の集計段階までに、村制から町制に移行した自治体が2か所、また市に合併編入された町が1か所、それぞれ調査対象となったが、集計は、リスト作成時現在の市町村区分によることとする。

(5) 調査対象職員

前項の各自治体の首長（都道府県は各知事公室）あてに調査への協力を依頼する文書を出し、その中で、以下の条件にあてはまる職員の選出をあわせて依頼した。

- ・ 日常業務として公文書の作成や管理にたずさわる文書課や総務課などの職員
- ・ 経験年数3年～10年くらい
- ・ 男性職員，女性職員それぞれ1名，計2名。

結果的には、ひとつの自治体から「男性2名」とか「男女どちらか1名だけ」という回答のあった場合もある。表1に、依頼した役所・役場数，回答のあった役所・役場数，回答職員数を示す。役所・役場数での

表 1 調 査 対 象

	依頼した役所 役 場 数 (A)	回答のあった 役所役場数 (B)	役所役場数の 回答率 $\left(\frac{B}{A}\right)$	回答のあった職員数 人数 (男 女)
都道府県	47件	44件	93.6%	88人(47人 41人)
特別区	23	19	82.6	38 (20 18)
市	364	306	84.1	605 (308 296)
町	509	384	75.4	753 (382 368)
村	143	99	69.2	195 (100 95)
計	1,086	852	78.5	1,679 (857 818)

(性不明：市1，町3)

回収率は全体で78.5%となった。結果的に、市町村は全国の都道府県にわたって協力が得られた。

(6) 調査についての報告など

調査を含む研究全体の目標や趣旨については、『言語の標準化——研究報告』(総括班1983, 同1984, 同1985)および『国立国語研究所年報34～36』(国語研1983, 同1984, 同1985)に記し、調査結果の概要はこのうち1985年刊の中に述べた。

このほか、調査結果の主たる部分を編集して調査協力自治体に配布した研究報告資料として

『文書の定型表現——地方自治体職員の意識調査——集計結果の抜粋』(国語研言語行動研究部第一研究室発行 1985年8月)があり、また、前記の調査項目のうち②文書の標題、⑤文書の意図や目的を表す表現についての調査結果を紹介した雑誌論文(杉戸1985)がある。

3. 公文書のあて名の敬称をめぐる論議の瞥見

多岐にわたる敬語論議の中で、少なくとも戦後、くりかえし論議的になってきた事象に文書のあて名の敬称がある。とりわけ、官公庁が一般市民に出

す公文書や郵便物のあて名の敬称が「殿」であるべきか「様」であるべきか、という問題は、言語事象としては細かなものでありながらも、敬語使用上のもっとも実際的な問題点のひとつとして、いろいろな方面で論議されてきた。調査結果を示すまえに、調査の背景をおさえるという意味もあるので、こうした論議のうち注意すべき点をかいつまんで見ておく。

公の場での論議でひとつのまとめ、ないしは方向性を示すに至ったものは、国語審議会から文部大臣あてに建議された『これからの敬語』（昭和27年4月、文部省1952a）のうち次の項である。

二 敬称

- 2 「さま(様)」はあらたまった場合の形、または慣用語に見られるが、主として手紙のあて名に使う。将来は、公用文の「殿」も「様」に統一されることが望ましい。

建議に至る論議は国語審議会の敬語部会（金田一京助・部会長）で約2年の間続けられた。その詳細は不明だが、結論的に、公用文に限らず手紙一般のあて名の敬称としては「様」を支持する意見が優勢であったことが、審議会の総会記録から推察できる（文部省1952b、たとえばその p. 17）。そして、「将来は、公用文の『殿』も『様』に統一……」の部分は、そうした論議のひとつの系として明言されるに至ったものと想像される。

公用文の敬称についての、当時の一般の人々の意識はやはり不明であるが、建議直後の新聞が建議の各項目についての賛否をいろいろに掲載した中で、公用文のあて名の敬称を「殿」から「様」へという項に関しては、どちらかといえば、否定的な意見が目立つとあってよい。たとえば、次のような寸評などである。

- 『「大臣殿」を『大臣様』に直すそうだ。殿様扱いをやめることが何より先決。言葉は末節だ。』（『夕刊朝日』昭和27年4月15日〈三角点〉の欄）
- 「……公文書に『大臣様』なんて書けるかい。◇言葉は生きものだ。時勢に適したものは育ち、適せぬものは滅びる。下手な干渉は無用の沙

汰。」(『東京タイムズ』昭和27年4月16日〈外野席〉の欄)

さらに、建議から9年たった昭和36年、審議会の敬語部会で幹事役をつとめた三宅武郎氏は、建議後の状況について

「敬称の項の2に、将来は、公用文の『殿』も『様』に統一されることが望ましいとあるが、これはまったくあまい見通しであったと思う。もちろん今日でも『望ましい』ことにちがいはないが、それはほとんど不可能に近いという感じである。」(三宅1961)

とふりかえり、「殿」には「現実的な敬語感がともなわない。したがって上にも下にも通じる形式語としての長所があるらしい」と、「殿」が依然として公用文のあて名に用いられる当時の状況に解釈を加えている(同上)。建議の他の項目がおおむね肯定的に確信をもって省みられているのに比べて、この感想はかなり消極的なものである。こうしたことから推察される通り、『これからの敬語』建議以後も、大勢としては、公用文のあて名には「殿」が用いられてきた。

一般市民の間での論議も、形に残るものとしては新聞の投書欄での論議として、何度かくりかえされた。比較的近年のものとしては、昭和52年2月のサンケイ新聞「私の意見」欄を中心にした論議(注1)や、昭和58年11月の読売新聞「はがきコーナー」「私書箱325」欄での論議(注2)などがあげられる。とくに前者は京都府田辺町役場の職員が投書して、同町が「殿」から「様」への移行統一を目下検討中である(その後、同年4月に実施した)ことを紹介し、広く読者の意見をたずねたのに端を発したこともあって、その後何人かの意見が掲載され、サンケイ新聞社が一般市民1,000人の意見調査を実施するなど盛り上がりを見せた(注3)。

また、最近いくつかの地方自治体で進められている公用文の見直しの動きの中でも、「殿」か「様」かの問題はもっとも具体的な話題のひとつとなっているようである。たとえば、知事の年頭あいさつをきっかけとして「言葉の行革」を進めている北海道では、道民800人の道政モニターから“お役所言葉”や応接態度について”の改善要望意見を求めたが、寄せられた意見

に、やはり「殿」の使用が入っている^(註4)。さらに同じ北海道庁で、NHK放送文化調査研究所が道庁職員340人を対象に行った「行政機関とことば」の意識調査では、公文書の作成や運用の当事者である道庁職員の側にも「殿」の使用を気にしている人のいることが示された(最上1985)。

他方、言語研究者の間では、「殿」や「様」の敬称としての性格や語誌についての研究はむかしから枚挙にいとまがない。ここではそれらを詳しく検討することはしないが、たとえば、古いところではロドリゲス『日本大文典』に、

(前略)……かくして、第一位に Sama (様) があり、第二位に Cō (公)、第三位に Dono (殿)、第四位に軽い敬意を払ふ僧侶や剃髮者に對して使ふ Rō (老) があることになる。(土井訳書 p. 574)

の記述があり、「様」と「殿」の当時の敬意度差もすでに指摘されていた。その他、中世から近世にかけての書札礼や往来物など文書規範の類にこの問題についての記述がしばしば現れることも紹介されてきた(辻村1968, 菊田1983, 桜井1983, 橘1977, 1985, 真下1985など)。ただ、こうした記述や研究はあったけれども、それを土台にした実際面での論議、つまり具体的な文書で「殿」「様」のいずれを用いるべきかという論議は、研究者の間で盛んだったとは言い難い^(註5)。こうした中で、自らの意見を明確に示した数少ない論のうち最近のものとして渡辺1985があり、公用文においては「殿」から「様」への転換を進めるべきことを積極的に訴えているのは注意される。ただし、本稿筆者は、意見としては渡辺の示した方向に進むのに賛成だが、なおも、「殿」をとるにせよ、「様」をとるにせよ、幅広い視点からの調査や検討をふまえた論議がさらに必要な段階に今はあると考える。

以上、『これからの敬語』の建議をはじめとして、一般市民、自治体職員、研究者などいろいろな方面での「殿」「様」論議を見渡した。こうした論議をまとめれば、現状としては多数を占める(と少なくとも思われている)「殿」の使用に「上意下達の社会の名残り」や「いばって見下した感じ」(新聞投書)を感じとって、より高い敬意の感じられる「様」の使用を求めよう

とする意見と、一方、私信用とか私的という色あいを感じる「様」は公文書には不向きだとして、公的であらたまった感じの強い「殿」を採用し続けるべしとする意見との間の論議だと要約できる。

そして、戦後40年の間のこの論議の流れを追ってみると、「殿」が公用文ではほぼ絶対的な位置を占めていた状況から、昭和40年代を境に、とりわけ昭和50年代に入ると、「様」が次第に地位を確保する方向に進み始める状況へと大きく変わってきていることが指摘できると思われる。この動きを具体的な史料にもとづいて跡づけることは大きな作業となるが、たとえば前にふれたような新聞の投書欄やコラム記事を並べてみると、そこには明確とは言えないまでも、「様」への傾斜という変化の方向を認めてよいと筆者は考える。また、より具体的な変化の現れとして、地方自治体、とりわけ府県単位の自治体のいくつかに、公文書のあて名の敬称を「殿」から「様」に統一するという施策を講じたところが、前述の時期を境にぼつぼつとではあるが出始めたことも指摘しておくべきであろう。

静岡県庁……………昭和40年代前半

神奈川県庁……………昭和50年ごろ

愛知県庁……………昭和52年5月

埼玉県庁……………昭和52年10月

千葉県庁……………昭和53年

などである。市町村単位の自治体にも同じ方針をとったところはいくつもあって、先に引用した投書の京都府田辺町（昭和52年4月）のほか、たとえば首都圏では立川市（昭和42年）、市川市（昭和53年以降）などがあげられるし、文書の種類によっては「様」を用いるという「殿」との併用型の自治体になるとさらに増えて、首都圏では、秋川市、昭島市、武蔵野市、杉並区などが、国民年金の通知、納税通知、教育委員会関係の文書など範囲を限って「様」を用いるようにしているという^(注6)。

では、そうした論議や経過を経てきた「殿」と「様」は、現段階で、全国

の地方自治体でどのような使われ方をしているのか。「殿」から「様」へと動き始めたかに見えた変化は今どのような段階にあるのか。以下で報告するところは、こうした疑問に対するひとつのデータを得るべく調査した結果である。

4. 質問項目と集計について

あて名の敬称に関する質問項目は全部で11項目設けた。文書の種類やあて先によるちがいを見ようとしたためである。質問で区別した文書のあて先は、大別すると

- ① 一般住民個人あて（3問）
- ② 民間事業所（会社、工場、商店など）の代表者個人あて（2問）
- ③ 他の役所（国の省庁、他の地方自治体）あて（6問）

の3種類である。ここでは、これらのうち一般民間の個人あての文書を扱った①と②、計5問について報告し、③については、あて先の性格が①や②と異なるので、別の機会にゆずることとする。

これら11の質問に先立って掲げた質問文と注意事項は次の通りである。

お勤め先の役所・役場から出される各種の郵便物や文書のあて名には、どんな敬称が使われていますか？ 以下のそれぞれの場合について、もっとも多く用いるもの一つだけを選択肢から選んで、○をつけてください。

* 質問のうちで、もし、貴自治体で規程や申合わせがあって統一されている場合は、それに沿って答えてください。

質問文も、*印の注記も、回答者個人の意見や意識を問うのではなく、役所や役場ごとの実態を知ろうとする質問意図を伝えようとしたものである。

また、以下に示す集計は、質問のこうした趣旨からして、回答者数によらず、役所・役場数によっている。この役所・役場数による集計は次のような原則によった。大多数の協力自治体からは男女各1名の職員の回答が寄せられている。ここで扱うあて名に関する項目については、質問文で役所の実態

をたずねることを明示してあるので、同じ役所からの二人の回答は、たてま
えとしては同じ内容になるはずである。そこで一つの自治体を代表する回答
として、男女のうち原則として男性職員の回答を、また二人が同性の回答者
であれば若い方の人の回答を、さらに一人だけの回答者であればその回答
を、その役所・役場の回答とみなすという作業原則をたてた。この結果、役
所・役場数による集計としてここに掲げるものは、回答者個人にさかのぼれ
ば、表2のように、ほとんど男性職員の回答を利用していることになる。こ
れは全く集計作業上の原則であるにすぎず、他意はない。

表 2 役所単位の集計に用いた回答者

	人数 (男 女)
都道府県	44 (44 0)
市区	325 (322 3)
町村	483 (469 12)
計	852 (835 15)

(性不明：町村2)

役所・役場数による集計に用いた回答者グループとそれ以外の回答者グル
ープの回答は、前述の通り、たてまえとしては同じはずであるが、ごくわず
かにくいちがいを見せる場合がないわけではない。たとえば後に掲げる図3
の集計で、町村役場の回答比率は

グループ	選択肢	「様」 「殿」 その他 無答				計
		「様」	「殿」	その他	無答	
役所・役場数集計グループ		15.3%	83.4%	0.3%	1.0%	483人
それ以外のグループ		14.4%	84.1%	0.2%	1.3%	465人

のように、両グループ間でわずかの差異を示す。この差異は、一人だけの回
答しか得られなかった自治体の分の影響を含んでいるわけだし、ごくわずか
の場合がほとんどであるので、前記の作業原則は認めてよいと考えた。

5. 役所から一般住民あての場合の敬称

はじめに、役所から一般住民あてに出される文書や郵便物の場合を見る。一般住民あてといってもその内容はいろいろな種類がありうるので、質問ではそのうち一般的だと思われる次の3種類をとりあげ、区別してたずねた。

①役所から住民（県民・市民・町民・村民）の個人あてに出す郵便物（たとえば、自治体が主催する文化講演会の案内とか、住民向けサービスの広報の郵便物など）

②選挙管理委員会から選挙民個人あてに出す「選挙のお知らせ」（日時や投票所などの通知）

③住民個人に送付される住民税の納付書（通常の納税通知や領収証）

このうち②と③は、ふつう都道府県は直接関与しないので、市町村自治体の回答者だけにたずね、その際にも「できるだけ担当部局に御確認の上、お答え下さい」と念をおした。

各設問とも回答用の選択肢は「甲野太郎殿（コウノタロウドノ）」「甲野太郎様（コウノタロウサマ）」「その他」の3種類を掲げた。片仮名を付けたのは、郵便物の作成・発送が機械処理されているような場合の仮名表記をも含めて回答してもらいたかったためである。

（1）個人あての一般郵便物

①の、案内・広報などの個人あての一般郵便物についての結果を、回答自治体を都道府県、市区、町村という三つのグループにおいて集計すると図3のようになった。

都道府県、市区の約25%、町村の15%が「様」を用いており、残りの、それぞれ75%から80%強が「殿」を用いていると答えた。現段階では、住民個人あての一般郵便物には「殿」を用いる自治体が多数を占めていることが確かめられる。自治体の種類の点では、町村に「殿」が多く見られるという傾向も把握できる。

調査ではあわせて、自治体として敬称の選択に何らかの規程や申合わせを

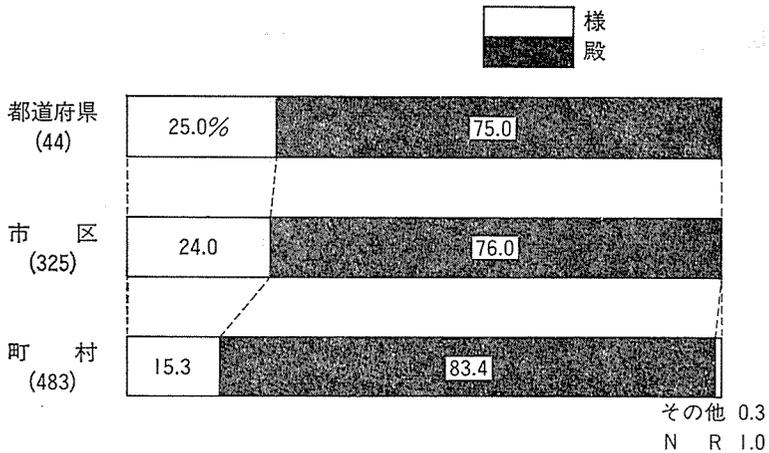


図 3 一般住民あての広報，案内など一般郵便物

表 4 一般住民あての敬称とその規範の有無 (1)

(百分率は横計への比率)

	規 範 あ り			規 範 な し			規 範 無 答	計
	様	殿	小計	様	殿	小計		
都道府県	7件	20	27 61.4%	4	12	16 36.4	1 2.2	44 100.0
市区	52	89	141 43.4	24	154	178 54.8	6 1.8	325 100.0
町村	33	63	96 20.1	41	334	375 78.5	7 1.4	478 100.0
全体	92	172	264 31.2	69	500	569 67.2	14 1.6	847 100.0

(「様」「殿」に関する「無答」「その他」は省略する)

設けているかどうかをたずねた。この規範の有無と「殿」「様」の使用状況を重ねて集計すると表4のようになる。

全体としては約3分の1の自治体に何らかの規範があり、3分の2にはない。そしてこの点にも自治体の種類による差がみられ、都道府県では6割強

が規範をもつものに対して、市区ではそれが4割強、町村では2割と減り、規範のない自治体が増す。また、用いる敬称と規範の有無との関連をみると、規範のある自治体は「様」を採用している比率が高いこと、逆に、規範なしの自治体では「殿」の比率が高いことも注目してよい。表5はこのことをわかりやすくするために表4から作ったものだが、自治体数の少ない都道府県では目立たないものの、市区、町村では「様」を採用する自治体の半数前後が規範をもつものに対して、「殿」を用いるところはその比率がかなり低いことがわかる。この相関関係は注意すべきことのひとつである。

表5 一般住民あての敬称とその規範の有無(2)

自治体	敬称	様			殿		
	規範	あり	なし	計	あり	なし	計
都道府県		63.6%	36.4%	11件	62.5%	37.5%	32件
市区		68.4	31.6	76	36.6	63.4	243
町村		44.6	55.4	74	15.9	84.1	397
全体		57.1	42.9	161	25.6	74.4	672

(「無答」「その他」は省略した)

ちなみに、回答のあった44の都道府県のうち、「様」を用いるという規範のあるのは、秋田、埼玉、千葉、神奈川、静岡、山口、香川の7県であり、他方、「殿」を用いるという規範をもつと回答したのが、北海道、岩手、福島、茨城、栃木、石川、福井、長野、滋賀、京都、鳥取、島根、岡山、広島、徳島、福岡、熊本、大分、宮崎、鹿児島島の20道府県であった。

(2) 「選挙のお知らせ」

次に、各市町村の選挙管理委員会から選挙民あてに出される「選挙のお知らせ」についての結果をみよう。図6に「殿」「様」の比率を自治体の種類別に示した。

図からわかるように、全体としては「殿」が7割前後を占めて多数派であるが、その一方で、「様」を用いる自治体も区(31.6%)、市(25.2%)、町(15.1%)、村(9.1%)という比率の順序で現れている。ちょうど、自治体

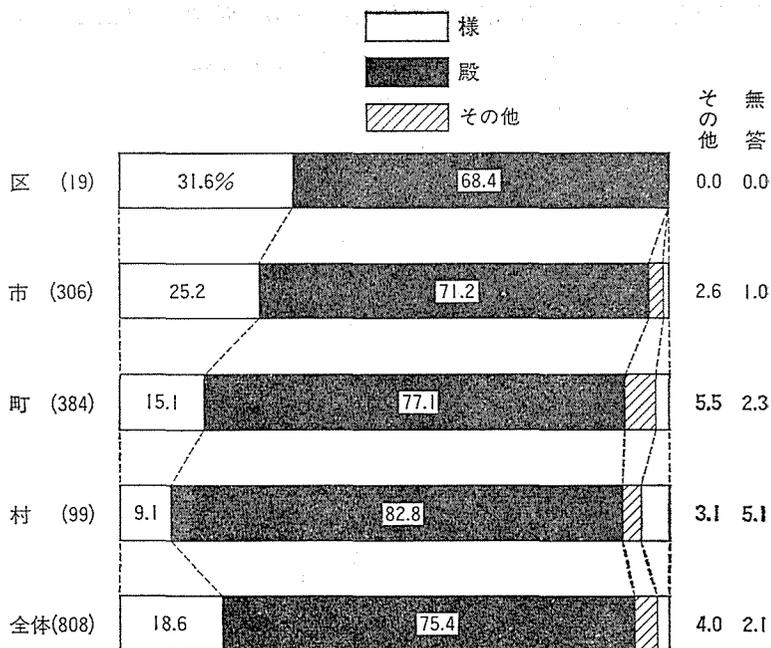


図 6 「選挙のお知らせ」——自治体別

としての規模（人口や面積などの量的な規模でなく、制度上のランク）が大きいほど「様」を用いているところが多いという順になっている点は注意しておいてよいだろう。

また、この結果は、前に示した住民あての一般郵便物の場合の数値（図3）に比べると、少しずつではあるが、市区では「様」が増え、逆に町村では「殿」が増えるという対比を示している。理由は不明だが、この点も指摘しておく。なお、町や村に少しずつ「その他」が見られるが、この中には、「殿」とも「様」とも決めていないと答えた自治体のほか、小規模（今度は人口や面積についていう）な自治体なので「選挙のお知らせ」を郵便物としないで地区組織などを通じて直接配布するので、あて名にあたる部分がないと答えた自治体が含まれている。

ところで、この「選挙のお知らせ」の敬称について全国の地方別に集計し

表 7 「選挙のお知らせ」——地方別

	市 区			町 村		
	様	殿	計	様	殿	計
北海道	9.1%	90.9%	11か所	2.3%	95.3%	43か所
東北	9.7	83.9	31	13.1	78.7	61
関東	37.6	61.3	93	31.4	60.8	51
中部	23.6	67.3	55	18.9	72.2	90
近畿	17.3	80.8	52	16.4	78.2	55
中国	37.9	62.1	29	10.0	85.7	70
四国	30.0	70.0	10	5.9	79.4	34
九州	18.2	77.3	44	8.9	79.7	79
全体	25.5	71.1	325	13.9	78.3	483

(「その他」は省略)

たのが表7である。地方により役所・役場の数が少なくて比率が不安定になるところがあるが(たとえば北海道、四国の市など)、それぞれの地方の傾向の概略は把握できると思われる。これによれば、「殿」が圧倒的に多いのが北海道、東北、近畿、九州などの地方であり、他方の「様」は関東、中部の両地方で比率の高まりが見られるだけである。とりわけ、関東地方は、市区、町村とも3割以上が「様」を用いており、目立つ地方である。

この地域性をさらに詳しく全国的に見渡すために、町村の回答について、図8の全国分布図を示す。これは各回答自治体の所在地を白地図の上にプロットし、凡例に掲げる記号を用いて回答内容を示したものである。分解能の低い印刷機(パーソナルコンピュータ用プリンタ。NEC-PC-8822)を用いて自動作画したため、各地点は概略の位置であるにとどまるものの、この分布図からは表7では示せなかった都道府県別の「殿」「様」の使用状況が詳しく読みとれる。

注目されるのは、「殿」や「様」の特定県への集中である。たとえば東北地方では61町村のうち13.1%の8町村が「様」であるが、そのうち7町村までが秋田県に属していて、他は宮城県に1か所だけである。このことの裏返

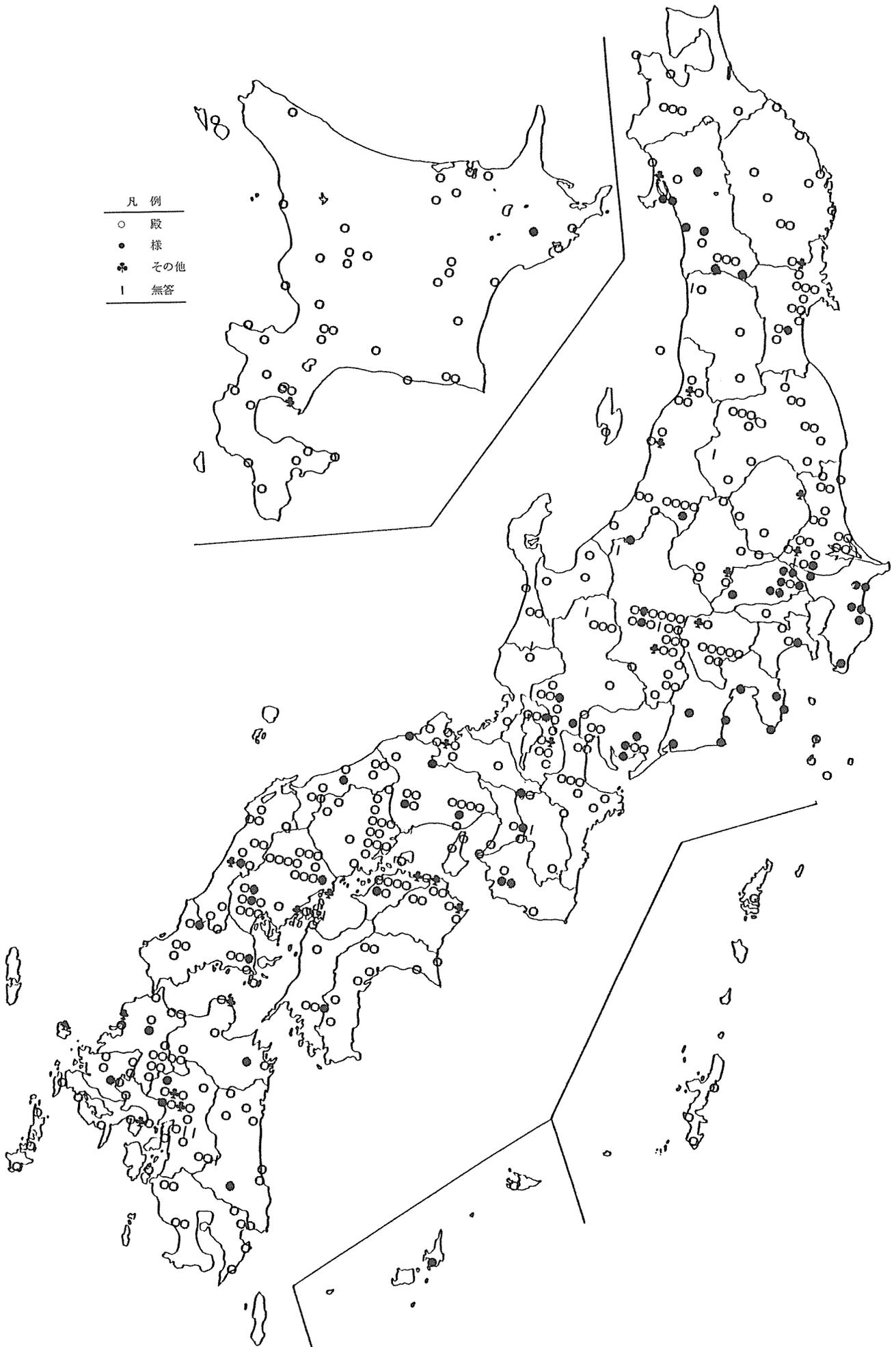
したが、青森県、山形県、福島県はすべて「殿」と回答されている。同じことは「様」の比率のもっとも高かった関東地方でもみられ、「様」は千葉県や埼玉県に集中して現れ、茨城県や栃木県などにはほとんど現れていない。中部地方でも、静岡県は全地点が「様」である一方、長野県や北陸三県にはそれがない。こうした状況は、先に一般的な郵便物の敬称について、何らかの規範をもつところとして列記した都道府県名とよく重なっている。町村に「様」が集中する秋田、千葉、埼玉、静岡などの各県は、自治体としての県自体が「様」を用いるという規範をもっていたところであるし、逆に、ほとんどの町村が「殿」と答えた都道府県のうち北海道、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、福井県、岡山県、鹿児島県などは、道や県自体が「殿」を用いる規範をもつと回答したところであった。ただし、この相関関係はとくに西日本では崩れる場合もある。たとえば、県が「様」を用いる規範をもっていた香川県や山口県では、その中の町村にとくに「様」が目立つという特徴は指摘できないし、逆に、県が「殿」を用いる規範をもっていた広島県や熊本県などで、町村が「様」を用いる場合が少しだけ見られる。しかしながら、全体的にみれば、先に述べた相関関係は分布図の中に指摘できるひとつの特徴であると言いきらる。

(3) 住民税の納付書

住民税の納付書を個人の納税義務者あてに送付する場合の「納付通知」、ないし多くの場合それと連続した用紙で準備されるその「領収証」についてたずねた。前述の通り、回答に際しては担当部局に確認を求めている。

まず自治体の種類別の集計を図9に示す。ここには、先の「選挙のお知らせ」の結果(図6)と非常に似た結果が得られている。区で「様」が増えているが、役所数で1だけの動きだから有意とは言えない。図6では「その他」がいくらかずつ現れたが(その内容は前述した)、「納税通知」ではそれが減って、その分は「殿」にまわったとみてよい。比率の上で、区、市、町、村という自治体の規模に対応した順序がきれいに見られるのも、「選挙のお知らせ」と同じである。

図8 「選挙のお知らせ」——全国分布（町村）



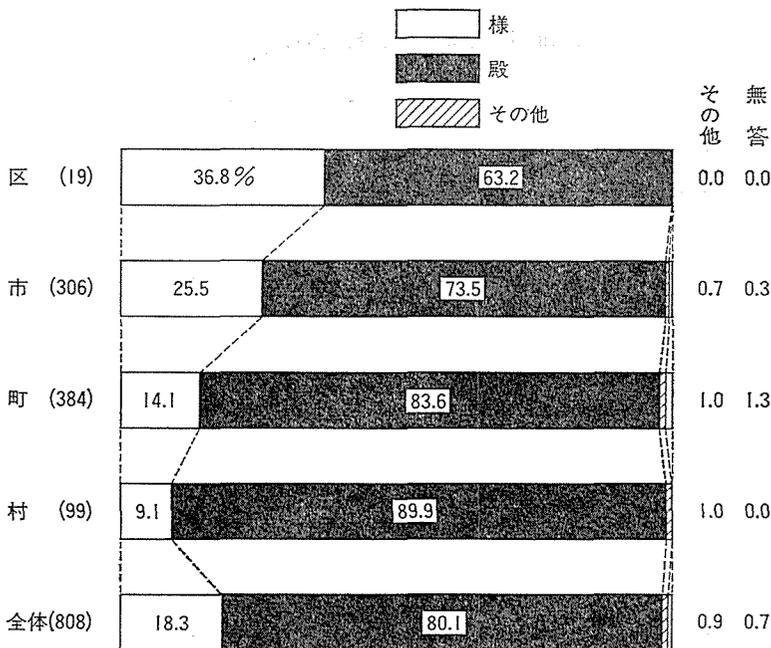


図 9 「住民税の納付書」——自治体別

「選挙のお知らせ」の回答と「納税通知」の回答とを、各自治体ごとに組合せて集計してみると表10が得られる。これを見ると、二つの質問とも、「殿」なら「殿」、「様」なら「様」と共通した回答をした自治体が多いことがわかるが、それとともに、二つの場合に別の敬称を用いると答えた自治体も、市区、町村にそれぞれ約1割ずつあることが注目できる。ただし、その内容は、「選挙のお知らせ」の敬称、「納税通知」の敬称の順でハイフンで結んで示せば、「様」—「殿」型（市区で15、町村で18）も、「殿」—「様」型（市区で15、町村で13）も、ほぼ同数ずつ現れていて、この二つの型のどちらかが多いという片寄りは見られなかった。たてまえからすれば、選挙することは住民の〈権利〉であり、納税は〈義務〉であるから、文書の用向きのそうした性格に対応して、待遇表現的な配慮の結果が敬称にも現れるかとも予想できたが、これは外れた。同様に、納税は、外見的には金銭の授受にあたる行為であるけれども、それに対応した敬称の変化もやはり見られなかった。

表 10 「選挙のお知らせ」と「納税通知」

(数字は役所役場数)

市 区		「選挙のお知らせ」				
		殿	様	その他	無 答	計
「納税通知」	殿	216	15	5	1	237
	様	15	68	1	1	85
	その他	0	0	2	0	2
	無 答	0	0	0	1	1
計		231	83	8	3	325

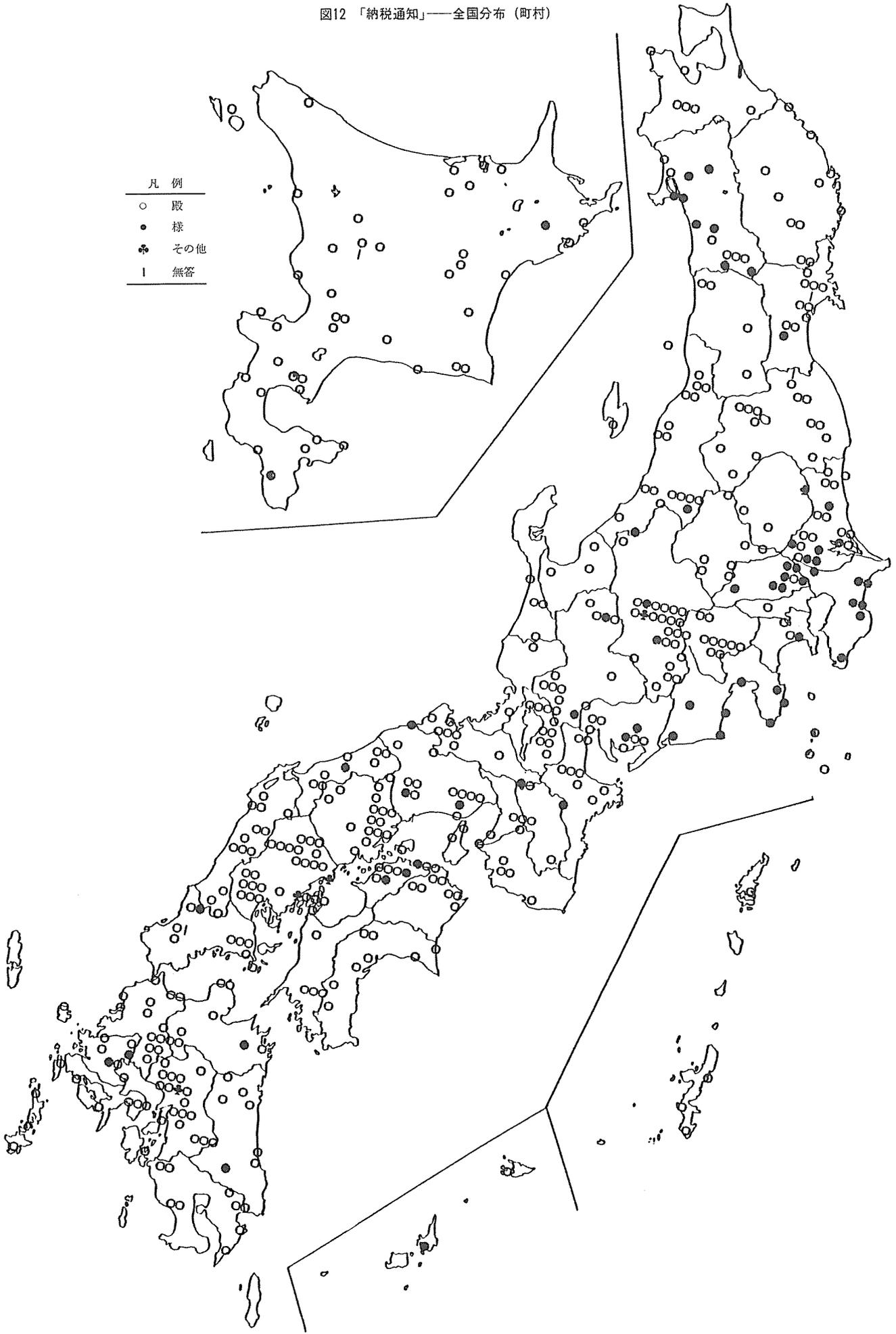
町 村		「選挙のお知らせ」				
		殿	様	その他	無 答	計
「納税通知」	殿	362	18	18	12	410
	様	13	48	2	0	63
	その他	0	1	4	0	5
	無 答	3	0	0	2	5
計		378	67	24	14	483

表 11 「納税通知」——地方別

	市 区			町 村		
	様	殿	計	様	殿	計
北海道	0.0%	100.0%	11か所	4.7%	93.0%	43か所
東北	9.7	87.1	31	14.8	82.0	61
関東	39.8	60.2	93	41.2	56.9	51
中部	25.5	74.5	55	17.8	81.1	90
近畿	15.4	84.6	52	9.1	90.9	55
中国	31.0	69.0	29	2.9	92.9	70
四国	40.0	60.0	10	8.8	88.2	34
九州	22.7	72.7	44	6.3	92.4	79
全 体	26.2	72.9	325	13.0	84.9	483

(「その他」は省略)

図12 「納税通知」—全国分布(町村)



地方別の集計（表11）、および全国分布図（町村だけ。図12）については、前の「選挙のお知らせ」とほとんど変わらない結果と言えよう。ただし、全国分布図で広島県や熊本県を見ると、「選挙のお知らせ」に現れていた「様」が「納税通知」では消えて、「殿」一色になっている点は注目してよい。先に指摘した、県の規範と町村の実態の間の相関関係が、「納税通知」においては、より徹底した姿でとらえられたことになるからである。

6. 役所から民間の事業所の代表者にあてる場合の敬称

たんなる住民としての個人でなく、「民間の事業所の代表者（会社社長、商店主、工場主）、あるいは担当部門の責任者（〇〇部長、△△課長）など役職名つきの個人」（質問文の表現）に出す郵便物や文書のあて名をたずねた。この場合も、文書や郵便物の種類はいろいろに考えられるが、質問では次の2種類を区別した。

- ① 役所へ物品を納入するとか、書類の提出を求めるなど、役所の業務に直接関連のある用向きの場合——「業務上の文書」と略す。
- ② 直接的には業務に関連のない用向きの場合。たとえば、自治体の主催する「条例説明会」の案内など、民間事業所むけの広報の郵便物のような場合——「非業務的な文書」と略す。

いずれについても、回答用に掲げた選択肢は次の7種類であった(注7)。

1. 甲野太郎様（役職名なし）
2. 甲野太郎殿（役職名なし）
3. 〇〇株式会社社長 甲野太郎様（〇〇部長△△△△様）
4. 〇〇株式会社社長 甲野太郎殿（〇〇部長△△△△殿）
5. 〇〇株式会社 甲野太郎社長様（〇〇部△△△△部長様）
6. 〇〇株式会社 甲野太郎社長殿（〇〇部△△△△部長殿）
7. その他（具体的に_____）

また、①、②の場合それぞれに、前と同様、役所や役場として規程や申合せがあるかどうかともあわせてたずねた。以下、業務上の文書の場合と非業

務的な文書の場合とを対比しながら結果を見ていくことにする。

(1) あて名の型

まず、表13に各選択肢がどのように選ばれたかを示す。これを見ると、業務上の文書も非業務的な文書も「〇〇株式会社社長 甲野太郎殿 (〇〇部長△△殿)」が、どの種類の自治体においても過半数を占めて他を圧していることがわかる。「肩書+氏名+殿」というあて名の型である。第2位がその敬称部分が「様」になった「肩書+氏名+様」で、これは都道府県で約20%、市区で15%、町村で7%となる。町村では、「〇〇株式会社 甲野太郎社長殿 (〇〇部△△部長殿)」もこれと同程度に選ばれており、都道府県や市区と少し異なった結果となった。いずれにしても、会社名、所属名、肩書を付けるあて名の型が圧倒的に多いことは動かない。

表 13 民間事業所の代表者あて——業務上の文書と非業務的な文書

	都道府県		市 区		町 村	
	業務上	非業務	業務上	非業務	業務上	非業務
	%	%	%	%	%	%
甲野太郎様	0.0	0.0	1.5	4.3	1.7	3.7
甲野太郎殿	2.3	13.6	4.0	11.1	6.8	19.7
〇〇株式会社社長 甲野太郎様	20.5	20.5	15.4	13.2	7.5	7.0
〇〇株式会社社長 甲野太郎殿	68.2	54.5	73.2	59.7	72.0	57.1
〇〇株式会社 甲野太郎社長様	0.0	0.0	0.6	0.9	0.4	0.6
〇〇株式会社 甲野太郎社長殿	6.8	6.8	3.7	4.0	8.9	7.0
その他	2.3	4.5	1.2	4.3	1.0	2.9
無 答	0.0	0.0	0.3	2.5	1.7	1.9
計 (役所役場数)	44		325		483	

このことは、とりわけ業務上の文書の場合にあてはまり、たんに「氏名+殿」「氏名+様」だけの型は、どの種類の自治体でも数パーセントどまりである。その一方で、業務上の文書と非業務的な文書との対比でもっとも目立つのは、この二つの型、とくに「氏名+殿」の値の動きである。「業務上の文書」→「非業務的な文書」の順に値を見ると、都道府県で2.3%→13.6%、市区で4.0%→11.1%、町村で6.8→19.7%という顕著な増加を示してい

る。この裏側で減少しているのが、業務上の文書で7割前後を占めていた「肩書+氏名+殿」の型で、非業務的な文書では6割弱となっている。つまり、非業務的な文書では、肩書や所属を明記しないあて名が増加するということである。

(2) 「殿」か「様」か

次に、本稿の論旨に戻って、7種類の選択肢それぞれの末尾の敬称に注目し、「様」のついたものと「殿」のついたものとの2群にわけて集計した。表14がそれである。

表 14 民間事業所の代表者あて——敬称に注目すると

	業務上の文書			非業務的な文書		
	様	殿	計	様	殿	計
都道府県	20.5%	77.3%	44か所	20.5%	77.3%	44か所
市区	17.5	80.9	325	18.5	74.8	325
町村	9.5	87.8	483	11.4	83.9	483
全体	13.1	84.6	852	14.6	79.9	852

(「その他」「無答」は省略)

どの種類の自治体でも、かつ業務上の文書でも非業務的な文書でも、「殿」のついたあて名が7割強から8割強を占め、「様」のものは2割～1割どまりである。この数値は、住民個人あての一般郵便物の場合(図3)、「選挙のお知らせ」(図6)、「納税通知」(図9)などに対比させて見るべき数値だが、どの種類の自治体においても、表14の場合の方が「殿」が少し多めで、「様」が少なめの結果を示している。そして、とくに業務上の文書の方が非業務的な文書の場合よりもこの傾向が強い。つまり、役所から出される個人あての文書という共通性はあっても、たんなる住民としての個人あてに出される文書の方が「様」を多めに使われ、事業所の代表者とか所属する組織の責任者という立場の個人に出される文書の場合は「殿」が多めに用いられていることが指摘できることになる。さらに、後者の場合、その文書が業務上の用向きのものであるときの方が、非業務的な内容の文書のときより、「殿」

に傾いた敬称の用い方がされていることも指摘できる。

(3) あて名の規範

次に、こうしたあて名についての規程や申合わせの有無をたずねた結果を表15に示す。

表 15 民間事業所の代表者あて——業務上の文書と
非業務的な文書についての規範

(数値は横計への百分率)

	業務上の文書			非業務的な文書			計
	規範あり	規範なし	無 答	規範あり	規範なし	無 答	
都 道 府 県	50.0%	47.7%	2.3%	38.6%	56.8%	4.5%	44件
市 区	24.9	71.1	4.0	20.9	72.3	6.8	325
町 村	9.1	87.0	3.9	7.9	85.1	7.0	483
全 体	17.3	78.9	3.9	14.4	78.8	6.8	852

規範をもっている自治体は、業務上の文書についても非業務的な文書についても、都道府県に多く（5割と4割弱）、市区で2割強、町村では1割弱と減少する。規範のない自治体は町村で85%強、市区で70%強にのぼるが、これらの数値は、住民個人あての一般的文書の場合の規範の有無（表4）よりも、いくらかずつ規範のない方に片寄ったものとなっている。いまひとつ、表4と比べて気になるのは、無答の比率が、こちら（表15）の方がかなり高くなっていることである。推測の域は出ないが、あるいは、規範や申合わせがあるかないかについての知識そのものが不確かな回答者が、この無答の中に含まれているのかもしれない。

あて名の型と規範の有無を重ねて集計したものが表16である（業務上の文書の場合だけを示す）。都道府県の数値は分母が小さいので不安定と見た方がいいが、市区と町村については、「〇〇株式会社社長 甲野太郎」に「殿」がつく型と「様」のつく型との間に、わずかながらも、規範の有無との相関関係が見られるようである。つまり、「殿」のつく型は規範のない自治体で比率が相対的に高めであり、「様」の型は規範のある自治体で比率が相対的

表 16 民間事業所の代表者あて——業務上の文書のあて名についての規範

(数値は縦計への百分率)

	都道府県		市 区		町 村	
	規 範 あり	規 範 なし	規 範 あり	規 範 なし	規 範 あり	規 範 なし
甲野太郎様	0.0	0.0	1.2	1.7	6.8	1.2
甲野太郎殿	0.0	4.8	3.7	3.9	6.8	7.1
〇〇株式会社社長 甲野太郎様	22.7	14.3	25.9	11.7	20.5	6.4
〇〇株式会社社長 甲野太郎殿	72.7	66.7	67.9	76.2	59.1	72.9
〇〇株式会社 甲野太郎社長様	0.0	0.0	0.0	0.9	0.0	0.5
〇〇株式会社 甲野太郎社長殿	0.0	14.3	1.2	3.9	6.8	9.3
その他	4.5	0.0	0.0	1.7	0.0	1.2
無 答	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4
計 (役所役場数)	22	21	81	231	44	420

(「無答」をのぞく)

に高めだという関係である。「規範あり」～「規範なし」で数値を示すと、「様」は市区で 25.9%～11.7%，町村で 20.5%～6.4% という差となっている。このことは、住民個人あての一般文書の規範の場合（表 5）と同様の特徴であると言える。ただ、数値の対比（相関性）は、やはり表 5の方がはっきりしている。

7. まとめにかえて——今後の予測と問題点

以上で今回の報告を終わる。各図表で指摘したことをここでくりかえすことはしない。ここでは、まとめにかえて、以上の調査結果を見てきた限りで、若干の推測もまじえながら、今後の「殿」と「様」のたどる方向を考えてみたい。

第 3 節で概観した「殿」「様」についての論議をふまえて見直すとき、今回の調査で得られた現時点での地方自治体の実態をどう評価するかは、意見の分かれるところであろう。「様」が概略 2 割前後の自治体で用いられている現状を、多いと見るか少ないと見るかも、やはり見方次第というところで

ある。

ただ、示した結果のうち、表4、5、15、16で指摘できた、自治体としての規範の有無と「殿」「様」との相関——ひとくちに言えば、「様」は規範にもとづいて用いられていることが「殿」より多い——は、「殿」「様」の今後を考える上でひとつの手がかりになると思われる。

第3節でふれた通り、「様」への移行を提言した『これからの敬語』以後も「殿」が圧倒的な優勢を保ち続ける中で、論議の流れは「様」を支持する意見も少しずつ定着する方向にあると言え、昭和50年ごろからは、地方自治体の中に「様」を用いる方向での方針を打ち出すところがぼつぼつ出始めている。こうした事情を考えに入れるとき、表5や16に見られた規範と「様」との相関は、「様」を用いるという規範が、「殿」を用いるという規範にとっかわって、ないしは、規範そのものがない状態の中から新たに（それぞれの時点で新たに）作り出された場合が多いことを推測させる。もちろん、該当する自治体で規範のできた経緯をあらためて確かめてみなければ、推測は推測のままである。しかし、逆に「殿」を用いるという方向で自治体の方針が最近あらたに出された事例は、管見の限りないことも、上の推測を支えてくれるように筆者は考える。

表5や16は、規範のない自治体では「殿」の用いられる場合が相対的に多いことも表していた。こうしたことから、今後の見通しを類型的に画けば、敬称の用い方に規範をもたないで、かつ「殿」を用いることの多かった自治体の中から、「様」を用いる方向での何らかの規範をもつようになるところが、この10年ほどそうであったように、ぼつぼつとではあるが出続けていく、という予測がなりたつように思われる。そして、その増え方は、図8、12で指摘されたことから推測できるように、都道府県が動けばその中の市町村が続くという、ある範囲ごとに集中して増えるようなタイプの増え方である場合が多いことも予想してよいと思われる。

もちろん、そのような予測がなりたつとしても、そうした動きのために今後ともいろいろな方面からの論議が尽くされなければならないことは言うま

でもないだろう。

たとえば、ひとくちに公用文とか公文書と言っても多岐にわたるものの敬称を、ひとしなみにある規範のもとで“統一”することの是非は十分に論議されてしかるべきである。今回の調査でも、いくつかの文書の種類を区別して調べて、それぞれに少しずつでも異なっている実態が明らかになった。「殿」と「様」というまぎれもなく待遇表現の範囲に入る言語事象の選択について、文書の性格、用向き、相手方との立場関係など配慮されるべき条件は多いはずである。

また、ここでの調査は、地方自治体の職員を対象にして、それも現状をたずねるという限りのものであった。重ねられるべき論議のためには、国の省庁や公共的な事業所（銀行、郵便局など）の実情はもちろん、そうした実情を、担当する職員自身がどう意識しているのか、そしてもう一方の当事者としての一般住民が（個人として、事業所の代表者として、などさまざまな立場で）どういう意識や期待を抱いているのか、など、論議がふまえるべきことからわれわれがまだ知らない情報は多く残っていると言うべきだろう。

「殿」か「様」かという問題は、冒頭に述べた通り言語事象としては細かな問題ではあるが、たとえば郵便物を受取ったとき、まっさきに目に入る言語表現であってみれば、“瑣末”なこととして軽視するのは望ましい態度でないだろう。今後とも確実な論議の続くことを期待し、残されている多くの情報を集める努力を続けたいと思う。

【付記】

最後になったが、調査に御協力いただいた各自治体、回答いただいた職員各位に御礼申上げる。

【注】

- 1) サンケイ新聞の朝刊〈私の意見〉欄の、
○昭和52年2月14日付「わが町『殿・様』論争」（京都府・古川章氏）
○昭和52年2月17日付「『殿』やめ『様』に統一しては……」（大阪府・砂川守一氏）

- 昭和52年2月18日付『殿・様』論争でひとこと(和歌山県・脇村英一氏)
- 昭和52年2月26日付『殿』と『様』を使い分けよう(大阪府・津田恭司氏)
- のほか、朝日新聞に
- 昭和52年5月23日付夕刊〈今日の問題〉欄「『殿』から『様』へ」
- 昭和52年5月26日付朝刊〈東京〉欄「役所のあて名書き——東京の場合は」
- 昭和52年5月30日付朝刊〈声〉欄「官公庁の『殿』もともと誤用」(鎌倉市・太田文平氏)

また読売新聞にも

- 昭和52年5月30日付夕刊〈よみうり寸評〉欄(「殿から様へ」の動きを歓迎するという内容)

が続き、論議が盛んだった(国語研図書館蔵の新聞記事切抜による)。

2) 読売新聞の以下の記事。

- 昭和58年11月9日付朝刊〈はがきコーナー〉「抵抗ある印刷の『殿』」(静岡市・野元明道氏)
- 昭和58年11月22日付朝刊〈はがきコーナー〉「官公庁は『殿』でよい」(茨城県・中島睦明氏)
- 昭和58年11月25日付朝刊〈私書箱325〉「あて名『殿・様』論争 今なぜ」(山崎力記者)

3) サンケイ新聞 昭和52年2月22日付〈サンケイ1000人調査〉欄「殿・様論争」。たとえば、お役所から民間の人への公文書のあて名の「殿」について、

- | | |
|---------------|-----|
| ①威厳が感じられてよい | 11% |
| ②事務的でよい | 39% |
| ③見くだすようでよくない | 9% |
| ④女性にも「殿」はよくない | 10% |

また、「様」に統一することについて

- | | |
|------------|-----|
| ①統一したほうがよい | 26% |
| ②その必要はない | 50% |
| ③いちがいに言えない | 23% |

などの集計が示されている。

- 4) 『道政モニター800人の意見 “お役所言葉” や応接態度 について』(グループ“言葉の行革”発行、北海道審議室編集。昭和59年10月)参照。なお、北海道庁審議室主幹・和田雅之氏から道庁の「ことばの行革」について詳しいお話を伺った。記して御礼申上げる。
- 5) たとえば字野(1974) などがあるが、論議を積み重ねようとする立場からの立論は数少ないというべきだろう。
- 6) (注1)(注2)に掲げた新聞記事に紹介された情報を整理した。とくに、昭和

52年5月26日付朝日新聞〈東京〉欄，同年5月30日付読売新聞夕刊〈よみうり
寸評〉欄など。

- 7) なお，選択肢に，氏名を含まない型のあて名，たとえば「〇〇株式会社社長殿」「総務部長殿」などを入れなかったため，「その他」の記入欄に記入された場合を除いて，このタイプが隠れてしまったおそれがあると反省される。ただし，この型は，今回の報告から除外した，対役所の文書の場合に，たとえば「〇〇局長殿」「〇〇市長殿」などとして掲げたので，その検討にまちたい。

【参考文献】

- 宇野義方 1974 「手紙の敬語」(林四郎・南不二男編 敬語講座 第9巻『敬語用法辞典』明治書院 所収)
- 菊田紀郎 1983 「との・どの(殿)」(佐藤喜代治編，講座日本語の語彙 第11巻『語誌Ⅲでできる～わんぱく』明治書院 所収)
- 国立国語研究所 1983, 1984, 1985 『国立国語研究所年報 34』, 『同35』, 『同36』
(それぞれの科学研究費による研究課題の項の「日本人の言語行動の類型」の部分参照)
- 国立国語研究所言語行動部第一研究室 1985 『文書の定型表現——地方自治体職員
の意識調査——集計結果の抜粋』(科学研究費研究報告資料)
- 桜井光昭 1983 『敬語論集——古代と現代』(明治書院)
- 自治省行政局 1982 『住民基本台帳に基づく全国人口・世帯数表 人口動態表』
(昭和57年度版 財団法人国土地理協会刊)
- 杉戸清樹 1985 「文書の定型表現」(『言語生活』408号，昭和60年11月号所収)
- 総括班 1983, 1984, 1985 『情報化社会における言語の標準化 総括班研究成果
報告書1982』『同1983』『同1984』
- 橋 豊 1977 『書簡作法の研究』(風間書房)
- 橋 豊 1985 『書簡作法の研究 続篇』(風間書房)
- 辻村敏樹 1968 『敬語の史的研究』(東京堂出版)
- 真下三郎 1985 『書簡用語の研究』(溪水社)
- 三宅武郎 1961 『「これからの敬語」その後——とくに敬称について』(『言語生活』
115号，昭和36年4月号所収)
- 最上勝也 1985 「ことばの行革」(『放送研究と調査』昭和60年7月号所収)
- 文部省 1952 a 『これからの敬語』(文部省刊)
- 文部省 1952 b 『国語審議会報告書 付議事要録』(文部省刊)
- ロドリゲス 土井忠生訳 (1955訳刊) 『日本大文典』(三省堂)
- 渡辺友左 1985 「はばかられることば」(林四郎編 応用言語学講座 第3巻『社
会言語学の探求』明治書院 所収)